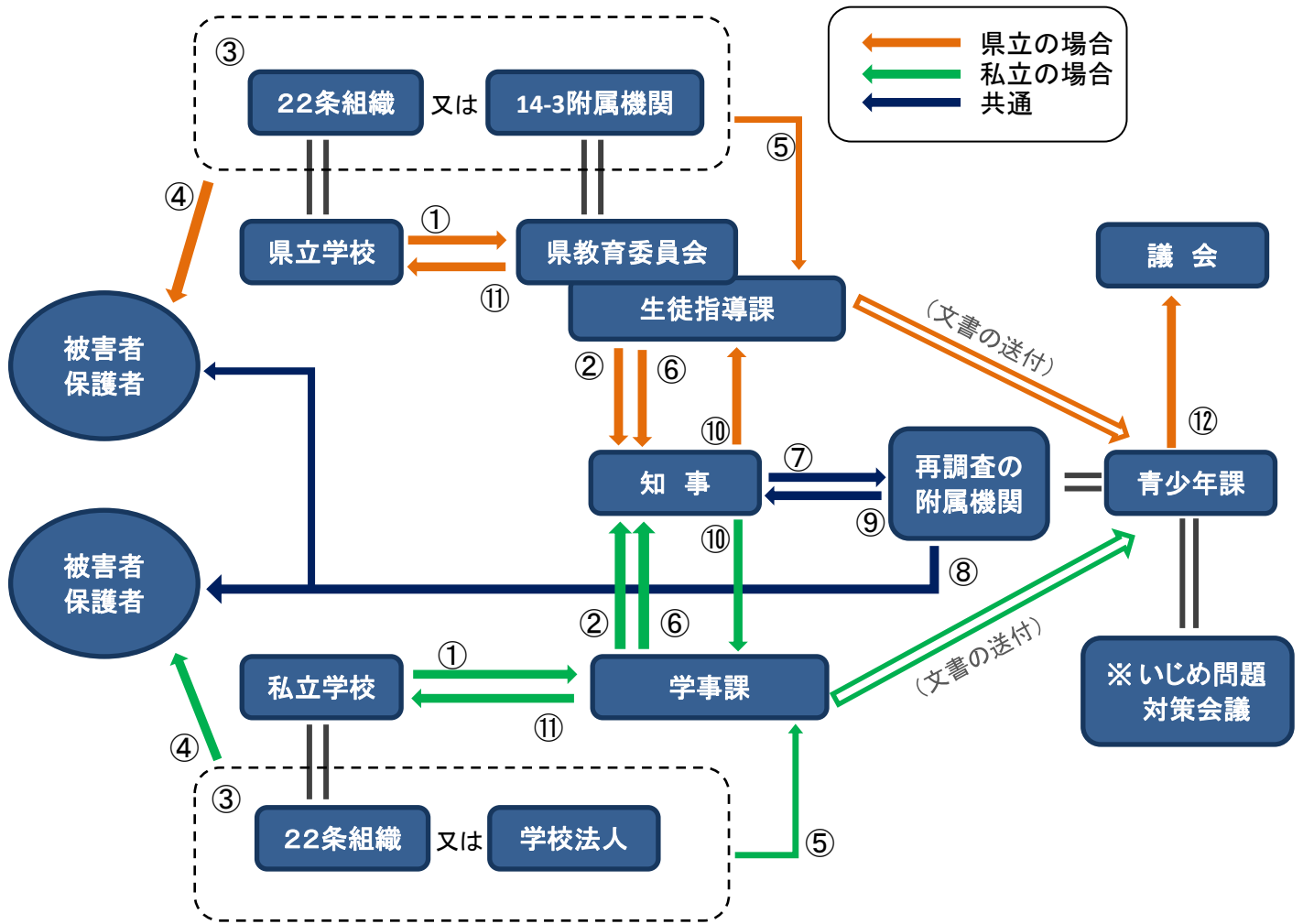


いじめ重大事態の対応フロー(埼玉県)



①	重大事態が発生したら、県立は教育委員会(生徒指導課)、私立は県(学事課)に速やかに報告
②	生徒指導課、学事課は、青少年課とともに速やかに知事に報告(文書は青少年課に送付して保管)
③	学校(法第22条の組織)または設置者(県立は法第14条3項の附属機関、私立は学校法人)が調査
④	③の調査組織は被害者及び保護者(以下、「被害者等」という。)に適時、適切な方法で調査結果を提供
⑤	調査結果(被害者等の希望により被害者等の所見を付けて)を、重大事態把握後原則2ヵ月以内に県(生徒指導課、学事課)に報告
⑥	生徒指導課、学事課は、再調査の必要性を検討した上で青少年課とともに速やかに知事に報告(文書は青少年課に送付して保管)
⑦	知事は、調査結果及び被害者等の所見により必要と認めるときは、法第30条2項、31条2項の附属機関(事務局:青少年課)に再調査を指示(再調査の諮問)
⑧	⑦の調査組織(再調査の附属機関)は被害者及び保護者に適時、適切な方法で再調査結果を提供
⑨	再調査を行った附属機関(青少年課)は、再調査の結果を、再調査指示後原則2ヵ月以内に知事に報告
⑩	知事は、再調査結果に基づく必要な措置について、生徒指導課、学事課に指示
⑪	生徒指導課(教育委員会)、学事課は、当該重大事態への対処または同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる
⑫	県立学校の再調査を行った場合には、知事(青少年課)は議会に報告
※	いじめ問題対策会議に情報、状況を適宜報告